第10号様式（その２）（第15条関係）

景観形成チェックシート

このチェックシートでは、類型別地域景観ごとに定めている景観形成基準（行為の制限に関する事項）と、地域エリアごとに定めている景観推奨事項（推奨する行為に関する事項）について、それぞれ配慮や工夫をした内容を記入してください。

(1) 景観形成基準（住宅地景観）

該当する各項目についてチェックし、配慮や工夫をした場所及び図面名称を「配慮箇所」欄に記入してください。

（届出行為に項目が該当しない場合は記入不要。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事項 | 景観形成基準 | 配慮箇所 |
| 建築物・工作物 | 配置及び規模 | □ 敷地境界からの壁面の後退に配慮し、ゆとりと緑化の空間確保に努めている。 |  |
| □ 隣接する建築物等と壁面ラインをそろえるなど、家並みの連続　 性に配慮している。 |  |
| □ 敷地の共同利用やオープンスペースの確保等、ゆとりのある空間の創出に努めている。 |  |
| □ 隣接する建設物等の高さに配慮し、調和のとれた高さとしている。 |  |
| 外構及び緑化 | □ 道路境界部に生垣を設置するなど、沿道の緑化に努めている。 |  |
| □ 敷地内における中高木の植栽に努めている。 |  |
| 意匠及び形態 | □ 長大な壁面が圧迫感を与えないように、外壁や開口部等の意匠を工夫している。 |  |
| □ 室外機等の壁面設備や、外付け階段等の付帯設備は、道路等の公共の空間からできるだけ見えにくい位置に設置している。やむを得ず見えやすい場所に設置する場合は、できるだけ遮へいし、建物や周辺の景観と一体的に感じられるデザインとなるよう努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物と一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| 色彩及び素材 | □ 外壁の基調となる色は、できるかぎり以下の推奨色を用いている。※

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 推奨色 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| R～Y | 3以上 | 4以下 |

 |  |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用しない色 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| R～Y | - | 9以上 |
| 上記以外 | - | 7以上 |

□ 以下の色彩は、外壁、屋根等の見つけ面積の3/10 以上に使用していない。※ |  |
| □ 使用する色数を少なくするよう努めている。 |  |
| □ 蛍光や、反射性の強い素材の使用は必要最小限としている。 |  |
| □ まちなみ、伝統的建築物等の周辺景観と調和した素材、材料を　 用いるよう努めている。 |  |
| その他 | □ 照明設備は、点滅を避け、周辺の夜間の状況からみて過剰な光が周囲に散乱しないように光源の種類、位置、光量等に配慮している。 |  |
| □ 給水タンク、受変電設備等の付属施設は、道路等の公的空間から見えにくいように設置場所を考慮し、できるだけ遮へいしている。 |  |
| 送電用通信用鉄塔類 | □ 設置場所及び高さは眺望景観の妨げにならないよう配慮している。 |  |
| □ 歴史的建築物や文化財など重要な景観資源の周辺での設置はできる限り避けている。 |  |
| □ 電柱、鉄塔等の形状は、できるだけ鋼管柱（シリンダータイプ）またはコンクリート柱としている。 |  |
| □ 色彩は、茶系（こげ茶）としている。（５YR２／１※を推奨）ただし、アンテナ等受信機能に障害を与える恐れがあるものを除く。 |  |
| □ 地上設備は、露出しないよう、縦格子の茶系色フェンスで囲むこととし、併せて周辺の緑化に努めている。 |  |
| 形質変更全般 | □ 良好な景観を形成している樹木、河川等を保全し、修景に活用するように努めている。□ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かすように努めている。□ 長大な法面や擁壁が生じないように配慮している。やむを得ず法面・擁壁が生じる場合は、できる限り垂直擁壁を避け、高さを低くし、緩やかな勾配としている。また、法面、擁壁周辺の緑化に努めている。□ 宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせ、その場所の特性を活かすように配慮している。 |  |
| 土取り | □ 土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置や方法を工夫し、原則として、行為地周辺の緑化を行っている。□ 採取後は、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行う予定である。 |  |
| 木竹の伐採 | □ 既存樹木を保存・活用し、特に周辺景観に影響のある樹高の高い樹木の伐採はできる限り避けている。□ 伐採後は、周辺の植生との調和や生態系の保全に配慮した緑化等に努めている。 |  |
| 屋外における土石再生資源その他物件の堆積 | □ 道路や公園などの公的空間から望見できる範囲への設置を避けている。□ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑え、植栽等で見えないように遮へいするよう努めている。 |  |

※日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表現しています。

(2) 景観推奨事項

各地域エリア別の景観推奨事項（長岡市景観アクションプランP48～53）を踏まえ、景観まちづくりのために配慮した点について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当地域 | 　該当地域に〇をつけてください。　 長岡地域 ・ 中之島地域 ・ 越路地域 ・ 三島地域 ・ 山古志地域 ・ 小国地域　 和島地域 ・ 寺泊地域　 ・ 栃尾地域 ・ 与板地域 ・ 川口地域 |
| 景観推奨事項を踏まえ、景観まちづくりのために配慮した点 |  |